# 参考資料

琵琶湖森林づくり県民税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
琵琶湖森林づくり県民税の使途・・・・・・・・・・・・・・・	2
琵琶湖森林づくり県民税の税収と基金の推移・・・・・・・・・・・	3
全国の状況(都道府県)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
改正等の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
森林環境税・森林環境譲与税の概要・・・・・・・・・・・・・・	8
滋賀県への森林環境譲与税の譲与額(試算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)素案の概要・・・・・・・・10	0
琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)における森林・林業施策の財源別 事業費試算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての意見 (令和2年1月滋賀県森林審議会) ・・・・・・・・・・・・・・1	2
森林経営管理法(森林経営管理制度)について・・・・・・・・・・・・・・	4
琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針	
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
滋賀県森林整備協議会について・・・・・・・・・・・・・・24	4
琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)で県民税を充当する事業費の試算	
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	5
税率パターン別基金残高の推移試算・・・・・・・・・・・・・2	7
滋賀もりづくりアカデミーの概要・・・・・・・・・・・・23	8
令和3年度以降における市町の譲与税使途について・・・・・・・30	O
参考条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	1
滋賀県税制審議会での審議経過・・・・・・・・・・・・・・・4(	O

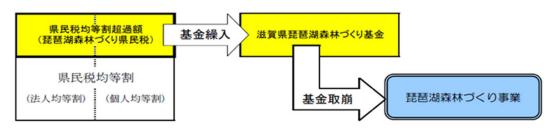
# 琵琶湖森林づくり県民税の概要

項目	内 容										
目的	琵琶湖森林づくり条例を踏まえ、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を推進するため。										
課税方式	<b>R税方式</b> 県民税均等割超過課税方式										
	(県民税均等割の標準税率に一定額を加算)										
納税義務者	個 人: 1月1日現在で県内に住所等	等のある個/	\								
	法 人:県内に事務所等のある法人等	<b>等</b>									
加算額	個人:800円(標準税率 1,0	00円)									
	法人:法人県民税均等割額の標準税	率の11%	相当額								
	資本金等の額による区分	標準税率	加算額								
	下記以外の法人(均等割非課税法人除く)	20,000円	2, 200 円								
	1千万円超1億円以下	50,000円	5, 500 円								
	1 億円超 10 億円以下	130,000円	14, 300 円								
	10 億円超 50 億円以下	540,000円	59, 400 円								
	50 億円超	800,000円	88,000円								

## 琵琶湖森林づくり県民税の使途

税の使途を明確にする仕組みとして滋賀県琵琶湖森林づくり基金を設け、次の事業の財源に充当している。

琵琶湖森林づくり県民税の流れ「イメージ図]



なお、森林環境譲与税の創設等を踏まえ、<u>森林環境譲与税は森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援・当該施策の円滑な実施に資するために本県が実施する施策</u>に充当し、琵琶湖森林づくり県民税は<u>それ以外の施策</u>に充当することとしている。

- 環境を重視した森林づくり(琵琶湖と森林との関係を重視し、琵琶湖の水源かん養など森林の公的機能の高度発揮を目指す施策)
  - (1) 陽光差し込む健康な森林づくり事業
  - (2) 次世代の森創生事業
  - (3) 森林を育む間伐材利用促進事業
  - (4) 里山リニューアル事業
- 県民協働による森林づくり(県民が森林について理解と関心を深め、主体的に 参画し協働で森林づくりを推進するという新たな仕組みで森林づくりを支えて いく施策)
  - (5)協働の森づくりの啓発事業
  - (6) みんなの森づくり活動支援事業
  - (7) 未来へつなぐ木の良さ体感事業
  - (8) 森林環境学習事業

## 琵琶湖森林づくり県民税の税収と基金の推移

(単位:千円)

	平成18年度 決算額	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	
琵琶湖森林づくり県民税	482,673	658,934	680,333	683,064	676,689	683,022	687,979	
個人県民税均等割分	453,349	512,062	526,905	532,109	520,124	524,214	529,999	
法人県民税均等割分	29,324	146,872	153,428	150,955	156,565	158,808	157,980	
基金積立額 (A)	441,005	624,291	679,317	648,828	638,363	650,407	661,354	
琵琶湖森林づくり県民税	438,800	622,100	675,600	646,100	636,700	648,900	657,500	
寄附金	2,205	1,000	0	694	50	0	0	
財産収入	0	1,191	2,386	2,034	1,613	1,507	1,435	
諸収入	0	0	1,331	0	0	0	2,419	
琵琶湖森林づくり事業費	350,941	519,975	669,285	702,830	740,431	733,650	843,085	
国費充当	0	0	82,075	96,870	146,392	134,974	118,175	
基金充当 (B)	350,941	519,975	587,210	605,960	594,039	598,676	724,910	
基金残額 (A)-(B)	90,064	104,316	92,107	42,868	44,324	51,731	▲ 63,556	
(累計)(5月末残高)	90,064	194,380	286,487	329,355	373,679	425,410	361,854	
基金利用率 (B)/(A)	79.6	83.3	86.4	93.4	93.1	92.0	109.6	
琵琶湖森林づくり県民税利 用率	80.0	83.6	86.9	93.8	93.3	92.3	110.3	

	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	平成27年度 決算額	平成28年度 決算額			累計
琵琶湖森林づくり県民税	694,383	696,402	698,196	711,804	719,503	729,100	8,802,082
個人県民税均等割分	534,963	535,987	537,695	546,048	553,608	561,100	6,868,163
法人県民税均等割分	159,420	160,415	160,501	165,756	165,895	168,000	1,933,919
基金積立額 (A)	650,824	663,919	655,910	674,776	684,715	689,019	8,362,728
琵琶湖森林づくり県民税	649,200	661,700	654,800	658,500	674,900	683,400	8,308,200
寄附金	300	357	300	300	350	300	5,856
財産収入	966	826	810	376	426	219	13,789
諸収入	358	1,036	0	15,600	9,039	5,100	34,883
琵琶湖森林づくり事業費	834,432	887,280	910,314	924,215	898,452	883,323	9,898,213
国費充当	165,136	177,202	186,784	204,084	183,574	180,800	1,676,066
基金充当 (B)	669,296	710,078	723,530	720,131	714,878	702,523	8,222,147
基金残額 (A)-(B)	▲ 18,472	<b>▲</b> 46,159	<b>▲</b> 67,620	<b>▲</b> 45,355	▲ 30,163	▲ 13,504	140 501
(累計)(5月末残高)	343,382 297,223 229,603 184,248		154,085	140,581	140,581		
基金利用率 (B)/(A)	102.8	107	110.3	106.7	104.4	102.0	98.3
琵琶湖森林づくり県民税利 用率	103.1	107.3	110.5	109.4	105.9	102.8	99.0

- 注1 基金積立額は、収納額から賦課徴収に要する費用を控除した額。
- 注2 基金積立額における琵琶湖森林づくり県民税分は、税収入確定前に見込み金額により積 み立てることとなるため同額にはならない。

## 全国の状況(都道府県)

- ① 森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の実施状況37団体 (北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、 徳島県、香川県、沖縄県以外)
- ② 超過税率(超過分)
  - (1) 個人

1, 200 円	1 団体	(宮城県)
1,000円	6 団体	(岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、
		三重県)
800 円	3 団体	(秋田県 <b>、滋賀県</b> 、兵庫県)
700 円	3 団体	(栃木県、群馬県、愛媛県)
600 円	1 団体	(京都府)
500 円	2 0 団体	
400 円	1 団体	(静岡県)
300 円	1 団体	(大阪府)
300円 ] 所得割 0.025% ]	- 1団体	(神奈川県)

### (2) 法人

2,200 円~88,000 円	1 団体	( <b>滋賀県</b> )
2,000円~80,000円	8 団体	(岩手県、宮城県、山形県、福島県、
		茨城県、岐阜県、三重県、兵庫県)
1,000円~80,000円	1 団体	(富山県)
1,600 円~64,000 円	1 団体	(秋田県)
1,400円~56,000円	3 団体	(栃木県、群馬県、愛媛県)
1,000円~40,000円	19団体	
500 円	1 団体	(高知県)
法人への超過課税なし	3 団体	(神奈川県、京都府、大阪府)

## 改正等の経緯

(1) 滋賀県の森林・林業のあり方検討

平成 15 年 4 月 森林審議会に「滋賀県の森林・林業のあり方」専

門調査会を設置

平成 15 年 11 月 11 日 知事に「滋賀県の森林・林業のあり方について」

答申

◆ 森林の多面的機能の持続的発揮を図るための新たな施策を展開するため には、安定的な新たな財源が必要。

◆ 費用負担の手段として、「新たな税の創設」「県民等の募金や寄附」が考 えられるが、それぞれの長所を生かした多元的な財源確保策の検討が必要。

(2) 導入時

平成 16 年 4 月 「滋賀県森林づくりの費用負担を考える懇話会」

を設置

平成 16 年 12 月 22 日 知事に「滋賀の新たな森林づくりと費用負担のあ

り方について」提言

平成 17 年 7 月 8 日 琵琶湖森林づくり県民税条例案可決(15 日公布)

平成 18 年 4 月 1 日 琵琶湖森林づくり県民税条例施行

(3)制度の見直し(平成22年度検討)

条例の施行後5年を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を 勘案し、必要があると認めるときは、条例規定について見直しを行うことと なっていたため、平成22年度に検討を行った。

平成 21 年 11 月 琵琶湖森林づくり基本計画見直しについての森

林審議会答申および琵琶湖森林づくり県民税の 使途の基本的な考え方等について(付帯意見)

平成22年2月 琵琶湖森林づくり基本計画の改定

1

平成22年5月 「琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会」設置

平成22年11月4日 総務部長に「これからの『琵琶湖森林づくり県民

税』について」報告

公布•施行)

◆改正事項:次の見直し時期については、更に5年後を目途に見直しを検討する。

◆ その他検討事項 : 現行の超過課税制度・税率等は継続する。

#### (4)制度の見直し(平成27年度検討)

条例の施行後5年を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を 勘案し、必要があると認めるときは、条例規定について見直しを行うことと なっていたため、平成27年度に検討を行った。

平成27年8月 琵琶湖森林づくり基本計画見直しについての森

林審議会答申および琵琶湖森林づくり県民税の

使途の基本的な考え方等について(付帯意見)

1

平成 27 年 10 月

「琵琶湖森林づくり県民税条例検討会」設置

平成28年4月 「琵琶湖森林づくり県民税条例検討会」まとめ公

表

#### 検討会における主な意見 -

- ◆ 県民税充当事業と一般財源充当事業とをしっかり区別する必要がある。
- ◆ 現行の県民税均等割超過課税方式を継続することは適当。
- ◆ 現段階では、現行の税率を維持することは適当。
- ◆ 森林審議会における 2021 年度以降の事業計画の方向性に係る議論と並行して、県民税条例についても検討する必要がある。

平成 28 年 10 月 13 日 琵琶湖森林づくり県民税改正条例案可決 (20 日 公布・施行)

- ◆改正事項:次の見直し時期については、更に4年後を目途に見直しを検討する。
- ◆ その他検討事項 :現行の超過課税制度・税率等は継続する。

#### (5) 制度の見直し(森林環境税・森林環境譲与税の創設等に伴う見直し)

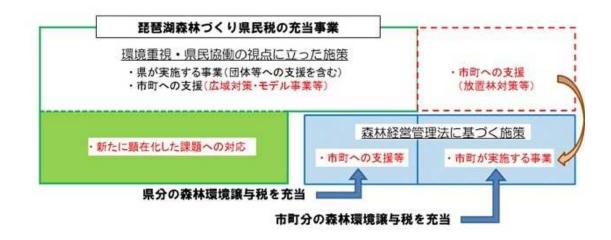
森林整備について、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税・森林環境譲与税が創設されることとなった。

森林経営管理法の施行および森林環境譲与税の国からの譲与が令和元年度 からとなっていること等を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途について 見直すとともにこれを明らかにするため、平成30年度に条例改正を行った。

平成 31 年 3 月 12 日 琵琶湖森林づくり県民税改正条例案可決(19 日 公布・施行)

#### 改正事項

- ◆ 森林環境譲与税は、森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援・当該施策の円滑な実施に資するために本県が実施する施策に充当することとし、琵琶湖森林づくり県民税は、それ以外の施策に充当。
- ◆ ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出等、 新たに顕在化した課題に対応するため、琵琶湖森林づくり県民税の充当 事業を拡大。



## 森林環境税・森林環境譲与税の概要

## 森林環境税(国税)

÷		
	項目	内 容
	納税義務者	国内に住所を有する個人
	税率	1,000円
	賦課徴収等	市町村が当該市町村の個人住民税と併せて賦課徴収し、 都道府県を経由して交付税および譲与税配付金特別会計に 払込み
	施行期日	令和6年1月1日

<u>森林環境譲与税</u>	
項目	内 容
譲与先	市町村および都道府県
譲与総額	森林環境税の収入額に相当する額
	※ 令和元年度~5年度までの間は、交付税及び譲与税配付
	金特別会計の借入金で対応
譲与基準	(1) 市町村 譲与総額の10分の9の額
	※ 令和元年度~6年度までの間は、5分の4の額
	上 5/10 私有林人工林の面積によりあん分
	上 5/10 私有杯人工杯の面積によりあん分 記 ※ 林野率による補正あり
	│
	訳 3/10 人口によりあん分
	(2) 都道府県 譲与総額の10分の1の額
	※ 令和元年度~6年度までの間は、5分の1の額
	上記の内訳市町村と同様
譲与時期	毎年度9月および3月
譲与税の使途	(1) 市町村 ア 森林の整備に関する施策
	イ 森林の整備を担うべき人材の育成および
	確保、森林の有する公益的機能に関する
	普及啓発、木材の利用の促進その他の森林
	の整備の促進に関する施策
	(2) 都道府県 ア 当該都道府県の市町村が実施する(1)
	ア、イに掲げる施策の支援に関する施策
	イ 当該都道府県の市町村が実施する(1)
	アに掲げる施策の円滑な実施に資する
	ための(1)アに掲げる施策
	ウ (1)イに掲げる施策

## 滋賀県への森林環境譲与税の譲与額(試算)

(単位:千円)

					(単位:十円)
	令和元年度	令和2年度 令和3年度	令和4年度 令和5年度	令和6年度	令和7年度~ (平年度)
大津市	25,442	54,064	69,966	87,878	89,890
彦根市	5,654	12,015	15,548	19,529	19,976
長浜市	16,040	34,085	44,111	55,404	56,672
近江八幡市	3,525	7,490	9,694	12,175	12,454
草津市	5,393	11,459	14,830	18,627	19,053
守山市	3,017	6,410	8,296	10,419	10,658
栗東市	4,210	8,947	11,578	14,542	14,875
甲賀市	23,145	49,184	63,650	79,946	81,776
野洲市	2,161	4,592	5,943	7,464	7,635
湖南市	3,699	7,860	10,172	12,777	13,069
高島市	14,001	29,752	38,503	48,361	49,468
東近江市	11,537	24,516	31,726	39,849	40,761
米原市	7,687	16,335	21,140	26,552	27,160
日野町	3,502	7,442	9,630	12,096	12,373
竜王町	576	1,223	1,583	1,988	2,034
愛荘町	1,421	3,020	3,909	4,910	5,022
豊郷町	280	595	771	968	990
甲良町	324	688	890	1,118	1,144
多賀町	9,488	20,161	26,091	32,771	33,521
市町計	141,102	299,838	388,031	487,374	498,531
県分	35,275	52,914	52,914	54,153	55,393
全国計	200億円	400億円	500億円	614億円	628億円
うち市町村分	160億円	340億円	440億円	553億円	565億円

うち都道府県分
 40億円
 60億円
 60億円
 61億円
 63億円

 (市・県の割合)
 80:20
 17:3
 22:3
 90:10
 90:10

#### (参考) 各市町の譲与基準

	私有林人工林面積 (ha)	林業就業者 (人)	人口 (人)
大津市	6,893	95	340,973
彦根市	672	12	113,679
長浜市	8,274	44	118,193
近江八幡市	181	5	81,312
草津市	10	4	137,247
守山市	2	0	79,859
栗東市	784	16	66,749
甲賀市	13,110	97	90,901
野洲市	157	2	49,889
湖南市	1,235	5	54,289
高島市	7,329	76	50,025
東近江市	3,724	60	114,180
米原市	4,301	27	38,719
日野町	1,566	18	21,873
竜王町	94	0	12,434
愛荘町	341	5	20,778
豊郷町	0	0	7,422
甲良町	7	1	7,039
多賀町(※)	6,183	44	7,355
滋賀県計	54,863	511	1,412,916

<sup>※</sup> 林野率による私有林人工林面積の補正あり(1.5倍)

注1 各市町への譲与額は、令和元年9月譲与分に用いた譲与基準により試算

注2 全国計の譲与税額は「平成30年度 市町村税課税状況等の調」の個人均等割納税義務者 数(市町村内に住所を有する個人)により試算

## 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)素案の概要

#### 策定の趣旨

• 第1期計画(平成17年度~令和2年度)の取組や対応すべき課題を踏まえ、 森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

#### 計画の位置づけ・期間

- 計画の位置づけ: 「琵琶湖森林づくり条例」第9条に基づく法定計画 ※ 滋賀県基本構想や第5次環境総合計画に基づき、他の計画と調和 森林法に基づく地域森林計画と整合
- 計画期間:2021年度~2030年度(10年間)

#### 第1期の取組結果

#### 第1期計画の取組(平成17年度~現在) 【主な成果】

- 多面的機能の発揮のため森林整備や長伐期化を推進
- ニホンジカ捕獲等による森林生態系保全を推進
- 間伐材の搬出利用による地球温暖化防止に貢献
- 森林づくり団体など多様な主体による森林づくりが進展
- 木材流通センターを核とした県産材の生産・流通体制を整備
- 住宅や公共施設建築や木製品など様々な用途でびわ湖材を利活用
- 延べ約16万人の子どもたちへ森林環境学習「やまのこ」を実施 【主な課題】
- 引き続き境界明確化や森林整備の推進が必要
- ニホンジカの継続的な捕獲や被害対策が必要
- 森林づくり団体等が継続して活動できるよう継続した支援が必要
- 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進が必要
- 森林環境学習の継続的な実施が必要

#### 現状と顕在化する課題

#### 1 全国の動き

自然災害の頻発、森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献、森林吸収源 対策としての役割の高まり、森林経営管理法の施行、ICTを活用した森 林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり 他

#### 2 滋賀県における現状と顕在化する課題

- 人工林は利用期を迎え成熟する一方、伐採・再造林が進まず高齢化が進行
- 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加
- 森林づくりの基盤となる農山村地域における過疎化・高齢化の進行
- 市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- ・ 林業の成長産業化に不可欠な林業就業者の確保、人材育成の推進
- 木材利用への理解を促す「木育」の推進
- 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取 組の推進

#### 目指す森林づくりの方向

#### 1 基本方向

• 琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくり の推進

#### 2 基本方針

- 琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森 林づくり
- 3 基本方針に基づく施策の考え方 ※ 将来目指す姿を見据え、この10年間で行う施策を規定する

#### 方針1 森林づくり …多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

琵琶湖の水を育む水源かん養等の公益的機能を持続的に発揮させるため、「環境林」と「循環林」 を組み合われた森林づくりを行う

#### 方針 2 地域づくり …多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進

#### 方針3 産業づくり …森林資源の循環利用による林業の成長産業化

森林資源の循環利用を促進することにより、川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進

#### 方針4 人づくり …豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

森林づくりの担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進

#### 基本施策

#### 施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

ある森林づくり

市町による放置林対策

(1) 森林の多面的機能の高度発揮(2) ゾーニングによる森林づくりの推進(3) 生物多様性の保全

#### 施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

- (1) 多様な主体による森林づくりの推進
- (2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

農山村の関係人口増

#### 施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

- (1) 活力ある林業生産の推進 (2) 県産材の加工・流通体制の整備
- (3) あらゆる用途への県産材の活用 (4) ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化

#### 施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

森林整備のプロの育成

再造林による若く活力

木育の推進

(1) 林業の担い手の確保・育成 (2) 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成

#### 重点プロジェクト

- 計画期間の5年ごとに、重点的に実施すべき施策を重点プロジェクトとし、具体的な取組を推進
- (1) 再造林促進 (2) 災害に強い森林づくり (3) 森林・林業と農山村活性化
- (4) 県産材利用促進 (5) 木育活動促進

## 推進体制

・ 財源の確保、進行管理と点検評価、実施状況の公表、関係者との連携・協力

### 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)における森林・林業施策の財源別事業費試算額

※1 従来事業はH31(R1)予算をベースに作成 ※2 市町譲与税額は県内の合計値(R元.8月調査結果に基づく)

(単位・五下田)

							(単1)	:百万円		
分野	従来事業(国庫補助等		県民税		県譲与税		市町(譲与税)		試算額計	備考
71 =1	事業名	試算額		試算額	事業名	試算額	事業名	試算額	四八升市民日日	DHI, C
①森林整備(人工林)	造林事業  持続的林業確立対策事業 	830 35	環境林整備事業 農地漁場水源確保森林整備	30						
		865	事業	309			森林整備	104 104	1,308	
②森林経営管理制度の推進		000		000	森林境界明確化支援事業	23	意向調査等	77	·	
③森林環境保全のための調 査研究			水源涵養機能等のための調 査研究	12		20		,,	12	
⑤水源林保全			水源林保全対策事業 下層植生回復モデル事業	6 5 11					11	
⑥ニホンジカ捕獲対策			ニホンジカ捕獲対策事業	130					130	
⑦多様な生態系保全			巨樹・巨木の森保全対策事	5					5	
⑧次世代の森林づくり			次世代の森推進事業 次世代森林育成対策事業	10 3 13					13	
③間伐材の搬出・利用	林道事業 単独間伐対策事業	141 15	地球温暖化防止対策県産材 供給支援事業 間伐材搬出対策事業	30 20 50			林道等整備	43		
⑩県民の安全・安心な暮らし に貢献する森林づくり	治山事業	1,745	ライフライン等保全対策等 里山防災・緩衝帯整備	51 25 76					1.821	
⑪県民協働による森林づくり			森林づくりの啓発ほか 森林・山村多面的機能発揮 対策	15 3 18					18	
②農山村の活性化	「やまの健康」推進事業	9	森の恵み活用促進事業等	8 8					17	

分野	従来事業(国庫補助等	;)	県民税		県譲与税		市町(譲与税)		試算額計	備考
刀虾	事業名	試算額	事業名	試算額	事業名	試算額	事業名	試算額	<b>政</b> 异似间	湘石
⑬森林資源の循環利用	高性能林業機械等整備 木造公共建築物等整備 木材加工流通施設等整備 上がの林業・木材産業強化 対策事業		木の香る淡海の家推進事業 びわ湖材利用促進事業 びわ湖材産地証明事業 森の資源研究開発事業 森の資源研究開発事業 未育推進事業 未利用材利活用促進事業	50 67 4 5 3 1			木造公共建築物の整備 木材・普及啓発関係	16 34		
① 次代を担う人づくりの推進 ③ その他	政策金融公庫債務償還金造林公社出資金など		森林組合経営管理支援事業 幼児森林体験活動支援等 森林環境学習「やまのこ」事		森林·林業人材育成事業	29	林業就業者の育成等	1 1	398 164 2,840	
⑩基金積み立て 合計	森林計画、施設維持管理など	120 <b>5.970</b>		909		52	基金積み立て	25 <b>300</b>	120 25 7,231	

該当分野

試算額計

銀計 3,649百万円 35百万円 398百万円 164百万円

#### 琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての意見

令和 2年 1月 滋賀県森林審議会

森林審議会では、滋賀県知事より「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定について」の諮問を令和元年9月に受け、3回の審議を経て素案について議論してきた。

これまで滋賀県の森林づくりは、平成17年度に施行された琵琶湖森林づくり基本計画 (以下「基本計画」という。)に基づき、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ推進 されてきたところである。

今回検討している基本計画(第2期)では、第1期計画の総括を踏まえ、残された課題や、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題とその解決に向けた施策が盛り込まれており、それらを今後、いかに実効性を保ちながら効果的に取り組んでいくかが、重要な課題である。

また、琵琶湖森林づくり県民税(以下「県民税」という。)を財源とする環境重視と 県民協働の施策は、着実な効果を上げつつあるが、今後の県民税の使途のあり方は、新 たに創設された森林環境譲与税とともに、次期基本計画の実効性の確保を図るうえで、 重要な関わりがある。

そのような課題認識を踏まえ、今回の審議会の中で、基本計画の見直しと併せて、県 民税の使途の基本的な考え方についても議論を行い、当審議会として以下のとおり意見 を付することとした。

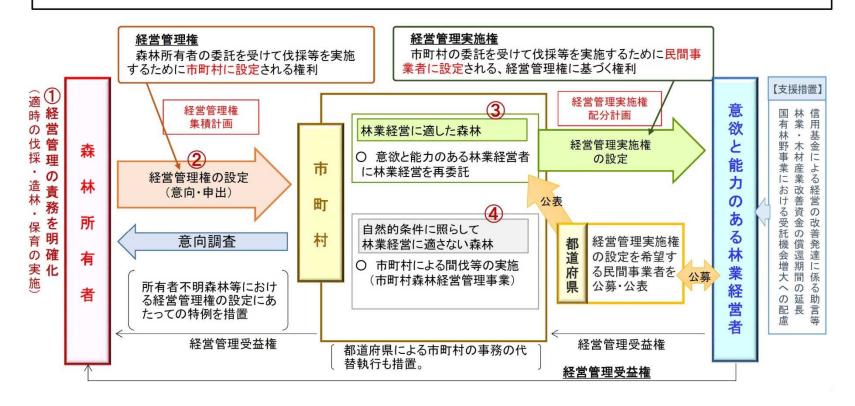
なお、県民税の根本的な議論については、森林審議会以外の場で行うことが適切であると考える。

- 1 県民税を活用した事業については、当審議会で毎年点検・評価を行い、全体として 着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくこと が必要と考える。
- 2 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を 基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。
- 3 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが 基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に 財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではないと考える。
- 4 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の 趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するな ど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことは妥当と考える。
- 5 上記の項目のほか、県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、 下記の点についてもご留意いただきたい。
  - ・県民税事業は、環境重視と県民協働の視点から新たに取り組むものであり、従来事業と明確に区分することが重要である。

- ・県民税事業を活用した取組を進めるにあたっては、収益に直接関わる部分への助成 などは避けるべきである。
- ・公的に管理された森林にはそれぞれの目的があり、管理するための税がすでに投入 されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
- ・造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、 県民税事業の対象にはなじまない。ただし、奥地などの条件不利によって、採算が 取れないことを理由に施業を行わない分収林については、この限りではない。

## 森林経営管理法(森林経営管理制度)について

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



(出典) 林野庁

## 琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関 する基本方針

平成31年4月1日策定

琵琶湖森林づくり県民税(以下「県民税」という。)は、従来の林業を中心とした森林政策から森林の多面的機能が持続的に発揮される環境を重視した新たな森林づくりへと転換するとともに、森林の恵みを等しく享受している県民全体が協働で森林づくりに取り組んで行くこととし、この新たな視点に立った森林づくりの財源に充てるため、平成18年4月に導入し、施行後10年以上が経過しているところです。

この間、本県における森林を取り巻く環境は大きく変化し、ニホンジカの食害に伴う表土流出、頻発する気象災害等による風倒木・土砂流出など、県民税の導入時には想定していなかった新たな課題が顕在化してきており、さらには森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」への取組など、これまでの予算では十分に対応できない状況が生じています。

一方、国では森林整備に関する全国的な見地から、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法(平成30年法律第35号)が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税(以下「譲与税」という。)が創設され、森林経営管理法ならびに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「譲与税法」という。)が平成31年度から施行されます。

滋賀県では、こうした状況を踏まえ県民税の使途の見直しを行い、県と市町における県民税と譲与税の使途について整理して、これらをわかりやすく示すために基本方針としてまとめました。

本基本方針では、県と市町の適切な役割分担のもと、それぞれの財源を用いて森林づくりに取り組むための基本的な考え方を示します。

#### 第1 琵琶湖森林づくり県民税の使途に関する基本的事項

県民税の使途は、琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号。以下「県民税条例」 という。)に規定されています。

#### ※ 琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号 平成31年3月改正)より抜粋

- ・ 環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりの ための施策に要する経費の財源を確保する(第1条)
- ・ 第1条の施策であって、森林経営管理法(平成30年法律第35号)の規定に基づき市町が実施する 施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので知事が 別に定めるものに要する経費に充てるものとする(第4条)

また、県民税条例第4条の「知事が別に定めるもの」については以下のとおり要綱に規定しています。

### ※ 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条の規定に基づき知事が定めるものを定める要綱 (平成31年3月制定)

- 第2条 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものは、次のいずれかに該当する施策とする。
- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す 施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世 代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の 活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

県民税により取り組む事業は、図1の体系に示すとおり、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」の2つに区分され、さらに8つの事業に区分されます。

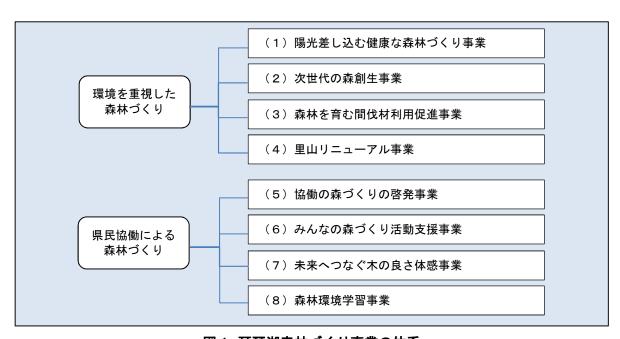


図1 琵琶湖森林づくり事業の体系

#### 第2 森林環境譲与税の使途に関する基本的事項

譲与税の使途については、譲与税法に規定されており、毎年度、国から各都道府県および市町村へ直接譲与されます。

滋賀県に配分される譲与税は、譲与税創設の趣旨と森林経営管理法の目的を踏まえ、譲与税法の規定

に基づいた市町施策の支援等に充てることとします。

#### ※ 森林環境税及び森林環境譲与税の創設の趣旨(平成30年度、平成31年度税制改正大綱より抜粋)

- ・パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための 地方財源を安定的に確保する観点から、森林経営管理法を踏まえて創設。
- ・市町村は、譲与税を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及び その促進に関する費用に充てなければならない。
- ・都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。

#### ※ 森林経営管理法(平成30年法律第35号)の目的

#### 「森林経営管理制度に係る事務の手引(平成30年12月 林野庁計画課)」より抜粋

- ・経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲 介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築する。
  - (全体の仕組み)
  - ① 森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化
  - ② 市町村は、経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認
  - ③ 市町村は、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林については、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営や管理について委託を受ける(経営管理権の取得)
  - ④ 市町村は、経営管理権を取得した森林について、
    - ア 林業経営に適した森林は、経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を林業経営者に 再委託(経営管理実施権の設定)
    - イ 林業経営者に再委託しない森林等は、市町村自ら市町村森林経営管理事業を実施
  - ⑤ 所有者不明森林等において一定の手続を経て市町村が経営や管理の委託を受けることができる

#### ※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号) 第34条

- 一 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない
  - 1 森林の整備に関する施策
  - 2 森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第2条第2項に規定する木材の利用をいう。)の促進その他の森林整備の促進に関する施策
- 二 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
  - 1 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
  - 2 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第1号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
  - 3 前項第2号に掲げる施策

#### 第3 県民税と譲与税の使途整理

県民税の充当事業と県分の譲与税、また市町分の譲与税の使途整理のイメージを図2に示します。 県民税は、環境重視と県民協働の視点に立った施策に充当し、新たに顕在化してきた課題にも対応 していくこととしますが、県民税で市町へ支援する事業については、放置林整備等に対し市町に配分 される譲与税が活用できることから、広域対策、モデル事業等に限り支援することとします。

なお、森林経営管理法に基づく市町への支援等の施策については、県に配分される譲与税を充当することとします。

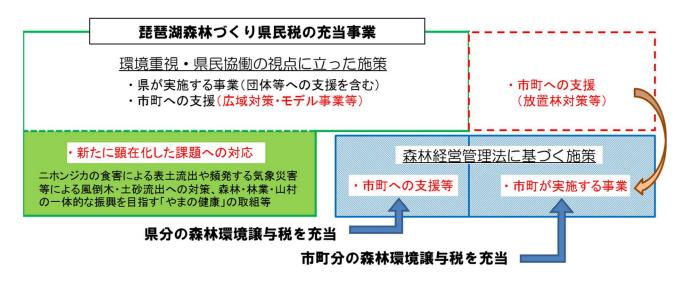


図2 県民税と譲与税の使途整理のイメージ

### 第4 県と市町が行う事業の方向性

森林づくりを効果的に行っていくためには、県と市町がそれぞれの役割に応じて、県民税や譲与税等を活用し、適切な連携のもと、施策を実行することが重要です。

本基本方針では、森林づくりにおける県と市町の役割について、次のとおり整理することとします。

#### (1) 県と市町の事業実施区分の視点

県と市町の行う事業実施区分の視点として、次の図3に示すとおり、県は広域的な役割に応じた施策、市町は基礎自治体として地域の実情に応じた施策を行うことが望ましいと考えられます。

#### 【県が行う事業の視点】

- 広域にまたがるもの
- ・県域に広く効果の及ぶもの
- ・先進的な取組を普及させるもの
- ・一括、共同して行うことが効率的な もの
- ・県全体で一定水準の確保や規格の統 一が必要なもの

#### 【市町が行う事業の視点】

- 地域の実情やニーズを反映したもの
- ・一定の地域で効果が発揮されるもの
- ・単独で取り組むことが効率的なもの
- ・森林所有者や森林の状況などから、 地域の実情に応じて行うことが望ま しいもの
- ・市町の独自性を活かして行うことが 望ましいもの

図3 県と市町の事業実施区分の視点

#### (2) 県と市町が取り組む事業

前項(1)で整理した役割に基づき、県民税と譲与税を活用し、県と市町が取り組む事業の方向性を表1、また事業区域のイメージを図4のとおり示します。

特に、譲与税については幅広い使途が規定されていますが(「第3 森林環境譲与税の使途に関する基本的事項」参照)、その創設の趣旨を踏まえ、森林経営管理法に基づく施策等に充てることが望ましいと考えられます。

	県民税	譲与税
使途の考え方	環境重視と県民協働の視点に立った施 策であって、森林経営管理法に基づく市 町の支援等の施策以外のもの (「(別紙) 1 琵琶湖森林づくり県民税 による取組」参照)	森林経営管理法に基づく施策 (「(別紙) 2 県に配分される森林環境譲与税 による取組」参照)
県の 使途	水源涵養などの機能が広域に発揮され る奥地での針広混交林化 等	森林経営管理法に基づく市町の支援等(境界 明確化にかかる市町への支援や担い手の確保 育成)
市町の使途	(県からの補助により事業を実施) ・水源林の保全を目的として行うニホンジカの捕獲 ・県産材の一層の活用につながる先進的な技術や製品を用いたモデル的な木造公共施設整備 ・県域で行う森林環境教育 等	放置森林の整備とこれに伴う境界の明確化、 地域の森林整備促進につながる県産材の利用等 【事業の事例】 ・地域に身近な里地での放置林整備 ・森林経営管理法に基づく森林所有者への意向 調査や境界明確化 ・県産材を用いた公共施設整備(一般的な構法 によるもの) ・県産材を用いた木製備品購入 ・自伐型林業団体への支援 ・地域の実情に応じて実施する「木育」の推進 ・地域との協働で行う林業職場体験の実施 等

表1 県と市町が取り組む事業の概要

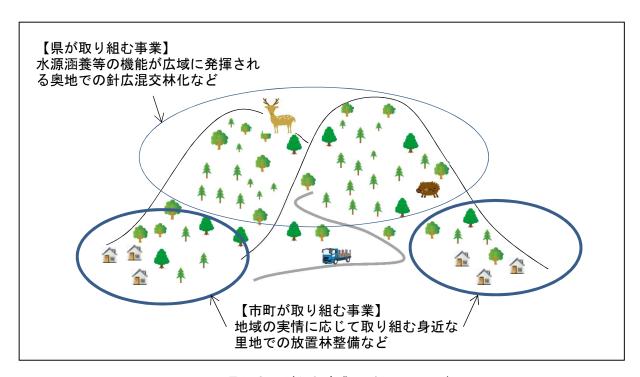


図4 県と市町が行う事業区域のイメージ

## 1 琵琶湖森林づくり県民税による取組

事業名	概 要						
環境を重視した森林づくり							
1 陽光差し込む健康な森林づくり事業							
要綱第2条(1)「適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくり							
を目指す施策」に該当							
1-1 環境林整備事業	放置された人工林の密度を調整し、多面的機能が持続的に 発揮できる森林の整備						
1-2 農地漁場水源確保森林整備事業	水源確保に重要な特定区域において除間伐等の森林整備 の実施						
1-3 森林環境の調査研究	環境保全のための森林づくりのあり方に関する調査研究 (花粉の少ない森林づくり対策、森林土壌調査等)の実施						
1-4 水源林保全対策事業	水源林保全巡視員等による治山施設の保全状況や森林被害の実態等の調査、ニホンジカ被害に伴う下層植生の衰退等による土壌流出防止を目的とし、植生回復を図るためのモデル的かつ広域的な獣害防護柵の設置等						
1-5 森林動物対策事業	森林被害や森林生態系等への影響の低減を図るためのニ ホンジカの捕獲等						
1-6 山を活かす巨樹・巨木の森保全事業	巨樹・巨木の保全活動や周辺整備等の支援						
2 次世代の森創生事業 要綱第2条(2)「琵琶湖の保全・再生の視点 たな世代の森林づくりを行う施策」に該当	に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた新						
2-1 次世代森林育成対策事業	獣害防止施設の設置とともに行う再造林に対する支援						
2-2 森林認証普及拡大事業	森林認証の普及啓発と取得経費への支援						
3 森林を育む間伐材利用促進事業 要綱第2条(3)「間伐材を搬出・利用するこ	ことで地球温暖化防止に貢献する施策」に該当						
3-1 地球温暖化防止対策県産材供給支援 事業	間伐材等の県産材のカスケード利用を促進するため、その 経費への支援						
3-2 間伐材搬出対策事業	林内に放置された間伐材の搬出利用を図るため、高性能林 業機械のレンタルによる導入支援や間伐材搬出道整備						
4 里山リニューアル事業	4 里山リニューアル事業						
要綱第2条(4)「荒廃している里山を手入れ	1し、防災・獣害防止機能を高める施策」に該当						
4-1 里山防災・緩衝帯整備事業	獣害防止機能や防災機能を強化して、県民が親しみ利用で きる里山の復元への支援						

## 県民協働による森林づくり

#### 5 協働の森づくりの啓発事業

要綱第2条(5)「県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策」に該当

5-1 琵琶湖森林づくり県民税の使途説明	広報誌等による発信、概要冊子の作成等
5-2 協働の森づくりに関する普及啓発	県民講座の開催や琵琶湖森林づくりパートナー協定制度 の運用等による普及啓発
5-3 「びわ湖水源のもりの日・月間」普及 啓発	「びわ湖水源のもりの日・月間」の普及啓発
5-4 全国植樹祭開催準備事業	2021年に全国植樹祭を滋賀県で開催するため、その準備に係る事業(家庭や学校でボランティアを募集し、苗木育成を行う「苗木のホームステイ」等)の実施

#### 6 みんなの森づくり活動支援事業

要綱第2条(6)「地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、 山村の活性化を推進する施策」に該当

6-1 県民参加の里山づくり事業	地域が協働して取り組む里山の整備と活用への支援
6-2 木の駅プロジェクト推奨事業	未利用材の有効活用を促進するため、自伐型林業のため の研修会の開催等
6-3 森林山村多面的機能発揮事業	地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する 里山林の保全、森林資源の利活用などの取組への支援
6-4 森の恵み活用促進事業	森林山村の資源を活用し、地域との協働による持続的な 生業の創出への支援

#### 7 未来へつなぐ木の良さ体感事業

要綱第2条(7)「木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策」に該当

11 7 16 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17					
7.1 七の禾2※海の字批准事業	住宅等へのびわ湖材の利用促進(新設、耐震改修、内装				
7-1 木の香る淡海の家推進事業	木質化)				
	公共施設等へのびわ湖材の利用促進				
7.9.75~洲北利田伊汝東光	・公共性の高い施設におけるびわ湖材を用いたモデル的				
7-2 びわ湖材利用促進事業	な建築部材使用等への支援				
	・公共性の高い施設における木製品の導入支援				
7-3 森の資源研究開発事業	森林資源等の利活用にかかる研究開発への支援				
7.4.「水水料、茶炒乳田事类	間伐材を中心とする県産材の産地の明確化と普及および				
7-4「びわ湖材」産地証明事業	CLTの活用促進に向けた研修会の開催等				
7-5 未利用材利活用促進事業	未利用材の搬出利用への支援				

#### 8 森林環境学習事業

要綱第2条(8)「木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策」に該当

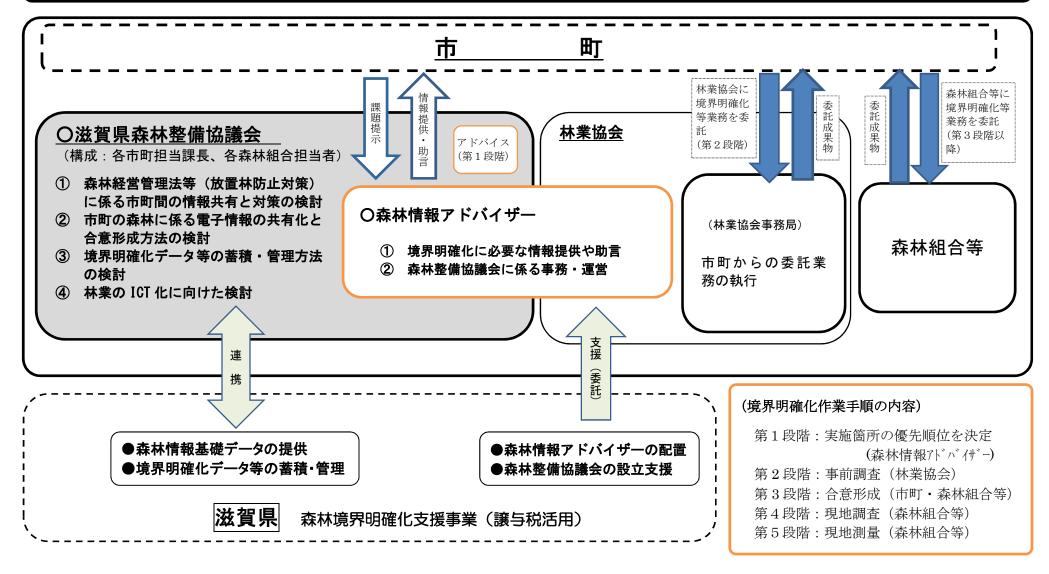
8-1 森林環境学習「やまのこ」事業	小学4年生を対象とした森林環境学習実施の支援			
8-2 木育推進事業	木育に係る人材育成のための研修会の開催等			
8-3 森のようちえん推進事業	森林を活用した自然保育等を行う「森のようちえん」活			
0-3 林のよりりんん推進事業	動を推進するための検討会等			

## 2 県に配分される森林環境譲与税による取組

事業名	概 要
〇森林経営管理市町等支援事業	
森林経営管理法(平成30年法律第3	35条)に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の
円滑な実施に資するために県が実施	する事業
(1)森林境界明確化推進事業	森林の経営管理を進めるために市町が行う森林の境界明
(1) 林怀境外切傩化推进争来	確化への支援
(2)森林・林業人材育成事業	経営管理の再委託先となる担い手の確保育成(市町職員の
(2) 林州・朴素八州 月成争素	育成を含む)

## 滋賀県森林整備協議会について

〇森林経営管理法に基づく放置林対策の一環として、市町が主体となって境界明確化の推進と放置林の適正な整備を推進することを 目的に、滋賀県森林整備協議会を設立。滋賀県林業協会が事務局を担う。



## 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)で県民税を充当する事業費の試算について

(1	)環境を重視した森林づくり	+ * m =	I +++/-			单位:千円)
1	事業名(仮) 多面的機能を発揮させる森林	事業概要	実施主体	主な事業目標量	事業費	県民税
<u>U:</u>	<sup>多面的機能を光揮させる森林</sup>  農地漁場水源確保森林整		1			
1	備事業	特定地域の除間伐への支援	森林組合等	300ha/年	309,000	134,000
2	環境林整備事業(奥山タイプ)	奥山の未整備森林の針広混交 林化	森林組合等	100ha/年	30,000	30,000
Ļ					339,000	164,000
	森林環境保全のための調査		La	T 416 4 + = = -		
1	調査研究事業	少花粉スギ、ヒノキの開発等	県	継続調査	10,000	10,000
2	調査研究事業(研究機関)	水源かん養機能等のための調 <u>査研究</u>	県	"	2,000	2,000
					12,000	12,000
(3),	真に守るべき水源林の保全	- デッ <i>わし</i> - 古せん 4、※字叶=#	1	工品は 出口 怎の	· ·	
1	下層植生回復モデル事業	モデル的に広域的な獣害防護 柵を設置、点検・維持管理を行	県	下層植生回復の 手法開発調査	5,000	5,000
2	集落ぐるみの森林保全	集落が主体となり森林を保全す る機運の醸成	県	取り組む集落 数:5集落/年	1,000	1,000
3	水源林保全巡視員の配置	水源林巡視の強化を図る。	県	6人/年 (882日·人/年)	5,000	5,000
					11,000	11,000
4	ニホンジカ捕獲対策					
1	ニホンジカ特別対策事業	市町による捕獲	市町	鳥獣保護管理計画に基づく捕獲 の推進	100,000	100,000
2	シカ狩猟奨励事業	遊猟に対する助成	団体		10,000	10,000
3	指定管理鳥獣捕獲等事業	県による高標高地での捕獲	県		20,000	10,000
Ĺ.					130,000	120,000
<u>(5)</u>	<u>∋樹・巨木等多様な森林生態</u>	系の保全・活用			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1	(仮)巨樹・巨木の森保全活 用事業	巨樹・巨木の保全・活用に必要 な経費に対して支援を行う。	県·市町	巨樹・巨木の保 全新規協定本数 10本/年	3,000	3,000
2	(仮)琵琶湖水源の森保全 活用事業	水源林の保全・活用を図るため 環境整備、エコツアー等の企画 実施を行う。	県	エコツアーの実 施回数 6回/年	2,000	2,000
					5,000	5,000
6	欠世代の森林づくり					
1	次世代の森推進事業	主伐と低コスト造林の促進	森林組合等	モデル的に実施 する主伐と低コ スト造林 10ha/	10,000	10,000
2	次世代森林育成対策事業	再造林、獣害防止施設の設置 への支援	森林組合等	50ha/年	3,000	3,000
					13,000	13,000
7	間伐材の搬出・利用					
1	地球温暖化防止対策県産 材供給支援	適切な仕分け・寸検・保管等に 対しての助成	森林組合等	5万m3/年	30,000	30,000
2	間伐材搬出対策(機械化促進)	林業機械のレンタルに対しての 助成	森林組合等	10組合/年	10,000	10,000
3	間伐材搬出対策(路網整備)	間伐材の搬出利用支援(搬出道)	森林組合等	2千m/年	10,000	10,000
Ļ					50,000	50,000
(8)	県民の安心・安全な暮らしに <u>。</u>		1		- Alv -++	
	事業名(仮)	事業概要	実施主体	主な事業目標量	事業費	県民税
1	ライフライン等保全対策事業	集落や主要なライフライン(道路、線路、電線等)に接する森林において、倒木の恐れのある危険木及び枯損木を伐採する。	市町	主要地方道沿い の山地災害危険 地区付近の危険 木の除去を一巡	5,000	5,000
2	道路倒木防止対策事業	県管理道路沿線の危険木伐採	県	THE PROPERTY OF THE	10,000	10,000
3	環境林整備事業(防災タイ	重要インフラ沿いの森林整備	森林組合等	100㎞/左の木井	18,000	18,000
	プ) 環境林整備事業(復旧タイ	風倒木の伐採整理	森林組合等	100ha/年の森林 整備、危険木除	18,000	18,000
	里山リニューアル事業	市町が実施する地域の里山の		去	,	
5	里山防災·緩衝帯整備	環境整備に対しての助成	市町		25,000 <b>76.000</b>	25,000 <b>76,000</b>
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	!	l .	, 0,000	, 0,000
	(1)環境を重視した森林づく	り小計			636,000	451,000

(2)県民協働による森林づくり

(2	県民協働による森林づくり	事業概要	中华主人	ナル声楽ロ揺目	古光井	旧兄形	
(Q)	<u>事業名(仮)</u> 県民協働による森づくりの推		夫肔土体	主な事業目標量	事業費	県民税	
	  森林づくりの啓発ほか	<u>性</u> 	県		10,000	10,000	
	林林 ノくりの合光はか		<b>宗</b>		10,000	10,000	
2	地域森林マッチング事業	県民全体に森林に関わってもらうため、県民に寄り添いよりきめ 細かな支援を行うため地域森林 マッチングセンターを設置	県	4地域/年	5,000	5,000	
3	森林·山村多面的機能発揮 対策		団体	20団体/年	2,500	2,500	
					17,500	17,500	
103	森林山村活性化の取組		•		·		
1	「やまの健康」実践支援事 業	「やまの健康」モデルの横展開、 および、(森林づくりと)農山村 活性化の取組を支援(補助)	集落•団体	5地区	1,000	1,000	
2	森の恵み活用促進事業		集落•団体	10地区/年	7,500	7,500	
					8,500	8,500	
11)7	ぶわ湖材利用の促進						
_1	びわ湖材産地証明事業	産地証明制度の運営、啓発	協議会	素材生産量	4,000	4,000	
2	びわ湖材製品流通体制強 化	びわ湖材製品のコーディネート などによる流通促進	協議会	R7:165,000m3	1,000	1,000	
3	JAS製品流通体制強化		製材所		1,000	1,000	
4	木の香る淡海の家推進事業	住宅の新築、改修、外構の支援	協議会	民間住宅180戸 /年	50,000	50,000	
5	公共建築物利用促進	モデル的な公共建築物のびわ 湖材利用促進	市町	非住宅(製品導 入含)	20,000	20,000	
6	民間建築物利用促進	民間施設におけるびわ湖材利 用促進	法人等	30施設/年	45,000	45,000	
7	びわ湖材魅力発信事業	展示会出展、情報発信	県				
8	森の資源研究開発事業	県産材の製品開発、商品化	団体	3件/年	5,000	5,000	
	未利用材利活用促進事業	木質バイオマス利用促進	森林組合等	4,000m3/年	1,000	1,000	
					127,000	127,000	
(12)	迎森林づくりを支える森林所有者の意欲の高揚						
1	森林組合経営管理支援事 業	地域の森林づくりを支える森林 所有者育成のための取組に助 成	森林組合等	所有者数100人 /年	1,000	1,000	
					1.000	1,000	
13)	欠代を担う人づくりの推進	•	•				
1	幼児森林体験活動支援事 業	幼児を対象とした森林体験活動 を支援する。	幼稚園、保 育所、団体	6地域/年で実 践	5,000	5,000	
2	幼児森林体験活動指導者 研修事業	幼児を対象とした森林体験活動 の指導者を養成する。	県		500	500	
3	森林環境学習「やまのこ」 事業		県、市町	全小学校を対象	110,000	110,000	
4	木育推進事業	木育普及啓発、人材育成	県、市町	全市町での取組 を支援	3,000	3,000	
					118,500	118,500	
(2)県民協働による森林づくり小計 272,500					272,500		
	合計				908.500	723,500	
	HHI				000,000	, 20,000	

## 税率パターン別基金残高の推移試算

#### ① 税率を引き上げるパターン

 個人県民税均等割
 900円 (+100円)

 法人県民税均等割
 12% (+1%)

単位·千円 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 (決算) 見込額 見込額 見込額 見込額 見込額 見込額 見込額 総事業費 883.323 902 968 939 276 908 500 908 500 908 500 908 500 908 500 基金充当額 A 702,523 721,018 757,246 723,500 723,500 723,500 723,500 723,500 国費等充当額 180 800 181 950 182 030 185 000 185 000 185 000 185 000 185,000 701,718 702,552 795,569 基金積立額 B 689,019 790,970 792,120 793,269 794,419 県民税 683,400 694,700 702,200 790 570 791,720 792,869 794,019 795,169 その他 5 6 1 9 7018 352 400 400 400 400 400 基金充当不足額 72.069 **▲** 13.504 **▲** 19.300 **▲** 54.694 67.470 68.620 69.769 70.919 B-A 基金累積残額 140,581 121,281 66,587 134,057 202,677 272,446 343,365 415,434 (▲:充当不足累計)

#### ② 税率を引き下げるパターン

 個人県民税均等割
 700円 (▲100円)

 法人県民税均等割
 10% (▲1%)

									単位:千円
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		(決算)	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額
総事	業費	883,323	902,968	939,276	908,500	908,500	908,500	908,500	908,500
	基金充当額 A	702,523	721,018	757,246	723,500	723,500	723,500	723,500	723,500
	国費等充当額	180,800	181,950	182,030	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
基金	a積立額 B	689,019	701,718	702,552	625,603	626,561	627,519	628,477	629,435
	県民税	683,400	694,700	702,200	625,203	626,161	627,119	628,077	629,035
	その他	5,619	7,018	352	400	400	400	400	400
基金 B−A	ê充当不足額	▲13,504	▲ 19,300	▲ 54,694	▲ 97,897	▲ 96,939	▲ 95,981	▲ 95,023	▲ 94,065
	注累積残額 :充当不足累計)	140,581	121,281	66,587	▲ 31,310	▲ 128,249	▲ 224,230	▲ 319,253	<b>▲</b> 413,318

<sup>※</sup>税率引下による影響を令和3年度以降と想定。

#### ③ 現行の税率を維持するパターン

 個人県民税均等割
 800円
 (±0円)

 法人県民税均等割
 11%
 (±0%)

単位:千円 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 見込額 見込額 (決算) 見込額 見込額 見込額 見込額 見込額 総事業費 908.500 908.500 908.500 883.323 902.968 939.276 908.500 908.500 基金充当額 A 702,523 721,018 757,246 723,500 723,500 723,500 723,500 723,500 国費等充当額 180,800 181,950 182,030 185,000 185,000 185,000 185,000 185,000 基金積立額 B 689 019 701.718 702 553 708 287 709 340 710 394 711 448 712.502 県民税 683,400 694,700 707,887 708,940 709,994 711,048 712,102 702,200 その他 400 5,619 7,018 352 400 400 400 400 基金充当不足額 **▲** 12,052 **▲**13,504 **1**9,300 **▲** 54.694 ▲ 15,213 **▲** 14,160 **▲** 13,106 ▲ 10,998 B-A 基金累積残額 140,581 51,374 1,058 121,28 37,214 24,108 12 056 (▲:充当不足累計)

<sup>※</sup>令和3年度以降の総事業費は、琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の素案における事業目標量を達成するために単年度で必要な事業費(以下同)

<sup>※</sup>基金積立額「その他」は、寄附金、基金運用益、諸収入の計とし、令和2年度当初予算と同程度と見込む。

<sup>※</sup>税率引上による影響を令和3年度以降と想定。

## 滋賀もりづくりアカデミーの概要

#### 1. 名 称

### 『滋賀もりづくりアカデミー』

• 滋賀らしい森林づくりを担う専門性の高い人材育成機関。

#### 2. 体制

学 長:琵琶湖環境部長 副 学 長:森林政策課長 事務局長:森林政策課長

#### 3. 対象コースとめざす育成の姿

コース名	既就業者 [令和元年度~]	新規就業者(転職者) [令和2年度~]	市町職員 [令和元年度~]
育成目的 (目指す 姿)	• 労働生産性 6 m3/人・日 以上を達成できる人材	・現場作業が安全にできる人材 ・山村に新たな活力を与えてくれ る人材	・森林整備の方針を立て、 業務の発注ができる人材
対象人数 [※1]	13 班/年((R 元年度は8班) ・ 4年で県内全班を一巡	・6 人/年程度を養成	・県内 19 市町全てを対象
実施回数・ 期間[※2]	• 各班ごとに現地での巡回指導 3日×年3期×対象班	<ul><li>・1回の研修期間は2.5ヶ月</li><li>・年間3回の受講機会(2.5か月×3)</li></ul>	<ul><li>1項目1~2日実施</li><li>年間で5項目(年10日程度)</li></ul>
主な研修項目	①伐木・造材 ②集運材 ③仕分け・検知 ④作業道作設 ⑤造林・保育 等	①安全講習 ②チェンソー等の操作 ③作業道作設 ④機械操作 等	①森林の判別方法 ②森林の公益的機能 ③木材利用・木造建築 ④境界明確化・資源把握 ⑤森林土木(災害復旧)

#### 《参考》本県の森林づくりにおける目標数値

- ・作業班の技術向上: 6 m3/人·日(令和12 年度)
- ・新規就業者:毎年10人 (国の「緑の雇用制度」と連携しながら、県では毎年6人程度育成)
- ・新制度に対応できる職員の養成:19 市町
- ※1)育成対象者数:既就業者=8班(1班あたり2~3名として20人程度)

市町職員=19人(1市町1人以上)

※2)新規就業者:対象は、転職者(I·U·Jターン)を想定。希望者の受講機会を増やすため、 年間3回の申込・受講機会を設定。

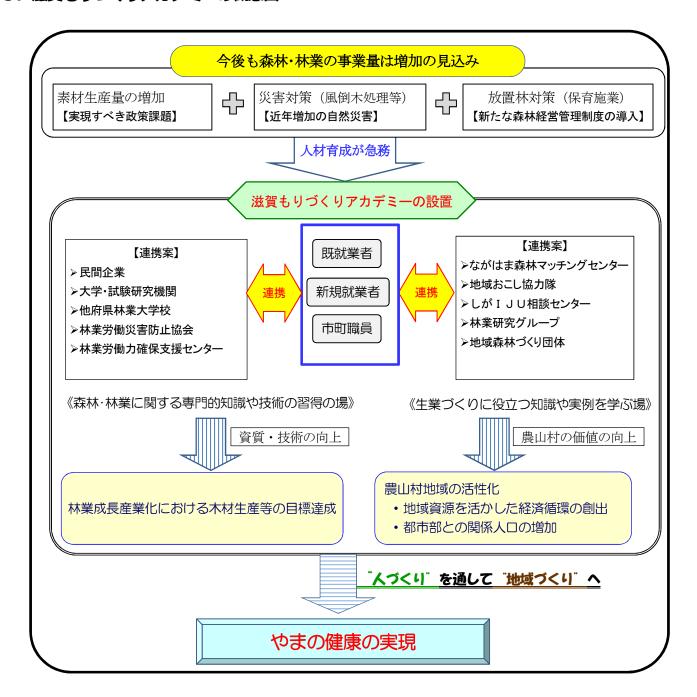
#### 4. 滋賀らしい人材育成

○滋賀もりづくりアカデミーでは、特に新規就業者の講座においては、林業そのものだけでなく、 林業に携わりながら山村の暮らし方を学ぶことができるカリキュラムの設定を検討している。

#### 《カリキュラムに反映させたい滋賀らしさ》

- ① 「森ー川ー里ー湖」のつながりを意識した森づくり (間伐を繰り返し、環境と林業が両立できる森林施業の確立)
- ② 森林環境学習『やまのこ』からの継続性
- ③ 林業技術に加え、農山村での暮らすための生業づくりに役立つ知識や実例に学ぶ場

### 5. 滋賀もりづくりアカデミーの概念図



## 令和3年度以降における市町の譲与税使途について

(※令和元年8月調査に基づく想定額)

(単位:千円)

### 私有林人工林が1千ha以上の市町 (9市町)

R1.8調査	比率	R3想定
38,598	38%	91,907
30,891	30%	73,555
16,844	16%	40,108
1,595	2%	3,798
13,931	14%	33,171
550	1%	1,310
	0%	0
102,409	81%	243,848
	38,598 30,891 16,844 1,595 13,931 550	38,598 38% 30,891 30% 16,844 16% 1,595 2% 13,931 14% 550 1% 0%

私有林人工林が1千ha未満の市町(10市町)

種別	R1.8調査	比率	R3想定
森林整備	5,169	22%	12,308
森林経営管理制度の推進	1,630	7%	3,881
林道等整備	1,096	5%	2,610
木造公共建築物整備	5,000	21%	11,906
木材・普及啓発	205	1%	488
林業就業者の育成等		0%	0
基金積み立て	10,414	44%	24,797
(合計)	23,514	19%	55,990

想定額計
104,215
77,436
42,717
15,703
33,660
1,310
24,797
299,838

R1.8調査合計 125,923 R3市町譲与額想定 299,838

### 参考条文

#### 〇琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)

(趣旨)

第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。)の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、同条に定める額に800円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第3条 県税条例第29条第1項に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
  - (1) 県税条例第29条第1項第1号に掲げる法人 年額 2,200円
  - (2) 県税条例第29条第1項第2号に掲げる法人 年額 5,500円
  - (3) 県税条例第29条第1項第3号に掲げる法人 年額 14,300円
  - (4) 県税条例第29条第1項第4号に掲げる法人 年額 59,400円
  - (5) 県税条例第29条第1項第5号に掲げる法人 年額 88,000円
- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第29条第2項の規定の適用については、 同項中「前項」とあるのは、「琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40 号)第3条第1項」とする。

(使途)

第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であって、森林経営管理法(平成30年法律第35号)の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので知事が別に定めるものに要する経費に充てるものとする。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2~5 省略

(検討)

6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例(平成28年滋賀県条例第 59号)の施行後4年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案 し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づい て必要な措置を講ずるものとする。

#### 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものを定める要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)第4条の 規定を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途の対象となる施策を定めるものとする。 (使途)
- 第2条 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号 に掲げる施策とする。
  - (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づく りを目指す施策
  - (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源滋養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
  - (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
  - (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
  - (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税へ の理解と関心を高める施策
  - (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
  - (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
  - (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 〇琵琶湖森林づくり条例(平成16年滋賀県条例第2号)

琵琶湖森林づくり条例をここに公布する。

琵琶湖森林づくり条例

滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私 たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役 割を果たしてきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をはぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにすると ともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画 的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶 湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
  - (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
  - (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者(国および市町を除く。)をいう。(基本理念)
- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、 地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑 み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による 協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森 林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切 な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するもの とする。
- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。
- 3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給 について欠くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施 策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

- 第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。
- 2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければなら ない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識 し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関 する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

- 第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な 計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その 他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴く ものとする。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。 (環境に配慮した森林施業等の推進)
- 第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社 会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に

応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第5項までに定める措置その他 必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、 総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。
- 3 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であること から、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共 同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の 提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 県は、鳥獣(鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。)による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)に 定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

(樹齢が特に高い樹木のある森林の保全)

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水源のかん養機能の維持および増進)

第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給 について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維 持および増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第13条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第14条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林(以下「里山」という。)の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、

または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域 の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うこと を目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成 される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

- 第16条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と 関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源 のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。
- 2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。
- 3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県産材の利用の促進)

- 第17条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要である ことに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給 の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第18条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、 森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるも のとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

- 第19条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備 に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものと する。

(森林組合の活性化)

第20条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割 を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のため の取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第21条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境 学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第23条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況 を公表するものとする。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

付 則(平成27年条例第28号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 滋賀県税制審議会での審議経過

## 第3回 令和元年11月15日 琵琶湖森林づくり県民税について

【委員からの主な意見】

- 森林環境譲与税の事業とのすみ分けが重要。
- ・ 現行の県民税に加えて譲与税が追加されるため財源が膨張する。使途を琵琶湖の保全に拡大するか、小規模な人工林を公有化して県が直接管理できる体制を構築するなどの戦略があってしかるべき。
- 県民税への認知があまり高くないため、認知を高めた上で、その改善策を問う ことが妥当。
- ・ 森林整備があるべき水準に追いついていない印象があるので、森林以外の使い 道を考えるよりは、森林整備をしっかり進めた方がいい。
- ・ 人口減少により、森林を既存の形のまま守っていくことはできないので、長期 的にどういう形にするのか、そのために県民税をどう使うのかということを、長 期的視点の戦略とリンクさせる必要がある。
- ・ 県民税の理念である県民協働による森林づくりというのは、住民自治を涵養するという意味で非常に重要。

#### 第4回 令和2年1月29日

- (1) 第3回審議会での意見について
- (2) 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の検討状況について
- (3) 滋賀県森林審議会との意見交換
- (4) 琵琶湖森林づくり県民税の方向性について

#### 【委員からの主な意見】

- ・ 県民税と譲与税、あるいは県と市町とのすみ分けについて、具体性に欠けるのではないか。県と市町の調整が適切に出来ていないと、人材育成、間伐などの名目で二重にお金が流れていくことになる。
- ・ 森林による第一の受益者は所有者で、管理する責任も本来所有者にある。県民 税は緊急避難のようなもので、出口がどこかになければいけない。最終的には公 有化も含めて、森林管理に責任を持つ安定的な所有者に集約することを考えない といけない。
- ・ 県民税と譲与税について、すみ分けた後の具体的な事業の中身や規模の精査が 大事。県民税は、実質上、使途を特定財源化しているので、一般財源以上に透明 性の確保と説明責任が求められる。
- ・ 各市町の最適解が県全体の最適解とは限らない。そのため、県全体の森林をどのように適切に管理していくかが課題。理想を言えば、可視化して担保するために、共同で施策パッケージや計画などを総合調整して、中長期的なビジョンでそれを回していくということができないか。

- ・ 市町レベルでは専門人材がおらず、これから育てないといけないという段階だが、人材が育つまでの間どうやって繋いでいくか。譲与税でしっかりと対応する必要がある。
- ・ 総務省で森林環境税の導入の議論したときから、市町村レベルの職員の人材育成はずっと議論になっていた。森林環境税はそのための財源という側面もあり、滋賀県はその線に沿ってしっかりやっているという印象を受けた。

#### 【滋賀県森林審議会からの主な意見】

- ・ 税制審議会と森林審議会との問題意識はかなり近い。森林審議会では、県民税 と譲与税との使い道の仕分けが重要であると考えている。滋賀県ではその点につ いてかなり明確になっている。
- 人材育成は非常に重要。市町においては、林業や森林の専門的な職員がいない。
   一番懸念しているのは、譲与税が入ってきたものの、具体的にそれをどう使っていけばいいのかわからず無駄に使われてしまうこと。県と市町がきちんと調整してうまく連携するということが不可欠。
- ・ 木造建築については、単に木材を使えばいいのではなく、県産材を使うことが 重要。
- ・ 県民税、譲与税ともに透明性の確保および説明責任が非常に重要。県民税に関しては、どこにどう使うのか森林審議会で議論を行うとともに、その結果について公表が行われている。譲与税についても県民税と同様に、使途の意思決定と公表のルールが必要。
- ・ 県民税事業の規模については、現在の滋賀県の森林の抱えている課題という点からすると、県民税の金額だけでは全然足りないというのが実情。特に近年、台風などの災害が頻発していて、災害復興の部分に関しては、対策が遅れている。 譲与税の創設は、森林の立場からすると非常に助かる。
- ・ まず境界明確化をやらないと何も進まない。森林所有者が高齢化していて、森 林所有者が代変わりすると誰の森林かわからなくなるので、緊急の課題と考えて いる。
- ・ 譲与税については、まだ基金に積み上げているだけの市町も多い。あまり先送 りせずに、できるだけ早期に進めていただきたい。

#### 第5回 令和2年3月4日

- (1) 第4回審議会での意見について
- (2) 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の検討状況について
- (3) 琵琶湖森林づくり県民税の方向性について

#### 【委員からの主な意見】

- 市町の譲与税について
  - ・ 基金の今後の使途が明確でなければ目的のない貯金になってしまう。市町に は支出の見通しを示してもらい、特段の使途がなければ、広域的な用途を検討 してはどうか。

- ・ 市町の取り組みを統一的に評価、地域差を「見える化」、KPIによる進捗管理をするなどPDCAの回る体制を整えるべき。
- ・ 市町に県全体にとってバランスのとれた使い方をしてもらうことが大事。話 し合いと調整を丁寧に進めてもらいたい。
- ・ 市町の動向次第で、事業に重複が生じることも想定されるので、現場の取組 を妨げないような形で、柔軟に対応していただきたい。
- ・ 課税よりも前倒しで譲与税を配分する措置は、緊急に取り組まないと間に合わないという国の危機意識のあらわれ。基金に積み立ていては意味がないので、 市町にしっかりと説明してもらいたい。
- ・ ある程度まとまった金額がないと事業のやりようがないので、基金に積み立 てるということは理解できるし、一方で緊急にやらなければいけないというの もそのとおりである。県民税や譲与税を使った支援も考えられるのではないか。

#### ○ 県民税の評価・制度継続の必要性について

- ・ 県民税の認知を対象事業とともに県民の間で高め、その上で可否を問うべき。 住民にコスト意識のないままの延長は事業のメリハリ・効率化を阻害する。
- 森林管理の財源としての県民税の役割は大きくなってきている。
- ・ 県民税が事実上特定財源化されているということを考えると、県民税の継続 や必要性を考える際に、琵琶湖森林づくりが県全体の将来ビジョンにおいて非 常に重要な事項であるということの共有が必要になるのではないか。
- ・ 県民税の認知度が低ければ、その必要性に説得力を持たせることが難しくなってくるので、認知度を高めるための工夫が不可欠である。

#### ○ 県民税の使途について

- ・ 譲与税と県民税をすみ分ける前提で議論されてきたが、必要な事業に関して は、重複があってもなお財源をつけていくという発想もあり得るのではないか。
- ・ 県民税の使途や県民税と譲与税のすみ分けは、現状どおりでいいと考える。 しかし、今後の市町の事業の進捗によって、県民税による対応を手厚くしなければいけない分野は変わってくるので、柔軟に調整できるような仕組みが必要。
- ・ 使途については、理論的によく考えられているし、制度的にも整理されている。しかし、県民にそれが認知されていないというのは、大きな課題。
- ・ 県民税と譲与税との関係性について、十分整理が必要だということは言うまでもないが、必要なものは重複に固執することなくやっていくという観点も、 使途を考える時には大事ではないか。

#### ○ 県民税の課税方式について

・ デジタル化が進んで徴税コストが下がってくるとしても、今のシステムの方 が総合的には使いやすいので、現状維持でいいのではないか。

#### ○ 県民税の税率について

- ・ 基金残高の過不足を避けるには、現状維持になるのではないかという印象。 ただし、別途、法人県民税法人税割の超過課税が強化されることになっている ため、これを勘案した法人企業の負担の変化を確認しておくべき。
- ・ 一律の判断は難しいが、県民の納得感が最後の決め手。今の時点の感覚を言 えば、現行の税率を維持するのがいいのではないか。まさに譲与税とのすみ分 けを整理したところなので、少し時間をおくということを優先してはどうか。
- ・ 昨年の台風 19 号のような大きな出来事があってもなお従来どおりというのであれば、一体、どのような時に見直しが行われるのか。税率を上げることを含めて検討すべきではないか。
- ・ 基金残高が減少してきているので、法人県民税に対して個人県民税の税収割 合が増えていることも踏まえて、個人分だけ上乗せすることを考えてもいいの ではないか。
- ・ 東日本大震災の復興増税と入れ替えになるので純粋な負担増ではないが、森 林環境税が始まるタイミングでもある。森林環境税が出来てなお県民税が必要 なことを説明するだけでも大変なのに、さらに上乗せで負担をお願いするとな ると、なかなか難しいというのは理解できる。
- 税率については、事業規模に応じて変えていくことが本来は必要。

#### ○ 次回の見直し次期について

・ 社会経済情勢の変化が非常に短期間で起きている印象なので、もう少し柔軟 な見直しができるよう、短期的な見直し、あるいは必要に応じた見直しという ことを考えてはどうか。

### ○ その他

・ 森林の整備・保全からの一義的な受益者はやはり森林所有者である。確かに 森林保全に公益はあるが、本来は応分の負担を求めるべき。